

2 工場等の緑化

工場や事業所等の多い本市にとって、工場等の緑化は街の緑化を進める上で重要な役割を果たしています。

(1) 工場緑化

本市は、「尼崎市の環境をまもる条例」（昭和48年制定当時は「尼崎市民の環境をまもる条例」）に基づき10,000m²以上の敷地を有する工場において、敷地の10%以上の緑化を義務付けています。昭和57年度末に企業の努力により100%の緑化を完了しました。（昭和57年度末で、94社、104工場において緑地面積65.1万m²でした。平成22年度末は90社、98工場で緑地面積66.0haとなっています。）

しかし、近年、産業構造の変化と経済環境の悪化を反映して工場の移転や閉鎖、土地の売却等により、緑化協定締結工場及び緑地面積は減少傾向にあります。

この造成された緑地は、従業員の憩いの場として、また、地域の環境改善に役立っています。今後は更に、地域の景観向上につながる敷地周辺への緑地の配置や、緩衝緑地から脱皮して季節感の演出を行うなど、見せる緑地としての機能転換を図ることが求められています。

工場緑化の年度別経緯

(単位 m²)

年度	緑化面積	累 計	年度	緑化面積	累 計
昭和49	57,928	249,110	5	1,070	721,910
50	84,348	333,458	6	6,095	728,005
51	81,884	415,342	7	43,405	684,600
52	78,178	493,520	8	67,450	617,150
53	115,308	608,828	9	811	617,961
54	9,982	618,810	10	9,842	608,119
55	18,588	637,398	11	3,884	604,235
56	2,943	640,341	12	15,420	619,655
57	10,707	651,048	13	8,174	627,829
58	3,062	654,110	14	16,502	611,327
59	17,551	671,661	15	330	611,657
60	4,313	675,974	16	9,304	620,961
61	175	675,799	17	19,517	640,478
62	3,004	678,803	18	4,685	645,163
63	21,192	699,995	19	15,704	660,867
平成元	14,876	714,871	20	2,014	662,881
2	4,819	719,690	21	2,427	660,454
3	2,277	721,967	22	106	660,348
4	1,013	722,980	計	660,348	

(2) 開発事業による緑化

市内で事業施行地積が500m²以上3,000m²未満の共同住宅又は500m²以上の住宅以外の建築物の建設を目的とする開発事業を行う場合には、一定規模の緑地を事業者の協力で造成し、その維持管理等について協定を締結し、地域の環境改善に役だっています。

この制度は、従来「尼崎市開発事業の施行に伴う公共施設等の整備に関する要綱」に基づいて実施していましたが、昭和59年12月に制定（昭和61年4月施行）された「尼崎市住環境整備条例」に規定され、さらに、平成8年4月からは500m²以上3,000m²未満の共同住宅の建設も対象となり、緑化協定の締結件数は大きく増加しました。

平成22年度には、46件の緑化協定を締結し、3,070m²の緑地が造成されました。

開発事業緑化の年度別経緯

(単位 m²)

年度	件数	緑化面積	累計	年度	件数	緑化面積	累計
昭和56	26	4,195	4,195	8	159	14,280	128,369
57	34	3,941	8,136	9	100	9,896	138,265
58	29	11,915	20,051	10	51	3,654	141,919
59	41	11,294	31,345	11	60	5,987	147,906
60	35	16,241	47,586	12	54	7,840	155,746
61	46	7,900	55,486	13	48	3,487	159,233
62	51	10,804	66,290	14	57	22,021	181,254
63	38	6,663	72,953	15	60	9,979	191,233
平成元	54	6,412	79,365	16	58	5,916	197,149
2	41	4,130	83,495	17	56	5,940	203,089
3	51	4,552	88,047	18	57	13,329	216,418
4	66	7,856	95,903	19	57	5,053	221,471
5	35	3,625	99,528	20	33	1,937	223,408
6	27	10,615	110,143	21	47	5,784	229,192
7	36	3,946	114,089	22	46	3,070	232,262
計					1,553	232,262	

(3) 建築物緑化

建築物の屋上や壁面の緑化は、ヒートアイランド現象の緩和等に効果を有し、緑化可能地が限られた都市部において総合的な緑化を進めていく上で、公園や街路樹の整備等とともに重要な役割を果たします。

兵庫県では、建築物を新たな緑化スペースとしてとらえ、都市環境問題の改善に向けて建築物の緑化を推進していくため、平成14年10月から「環境の保全と創造に関する条例」において、建築物の緑化に関する義務や計画の届出等を制度化しました。

本市においても、この条例の規定に基づき、建築面積が1,000m²以上の建築物を新築する場合において、当該建築物の屋上面積の20%以上を、屋上や壁面等を活用し建築物上で緑地として確保するよう義務付けられています。

平成22年度には、7件の届出があり、1,462m²の緑地が造成されました。

建築物緑化の年度別経緯

(単位 m²)

年度	件数	緑化面積	累計
平成14	7	2,464	2,464
15	6	874	3,338
16	13	6,949	10,287
17	15	9,339	19,626
18	9	5,156	24,782
19	19	6,804	31,586
20	7	3,741	35,327
21	9	1,869	37,196
22	7	1,462	38,658
計	92	38,658	

(4) セットバック緑化助成事業の見直し

民有地緑化を促進し、潤いのあるまちづくりをめざすため、緑視・緑被量の増大及び災害時における防災等の効果を持つセットバック緑化に対する助成事業として、平成2年度から平成19年度まで、16件、1,205mの助成を行いました。

この制度は、公道に面した民有地を対象に、敷地境界から民有地側に奥行1m、延長10m以上の土地の中に、一定の植栽基準以上の緑化を行う事業に対し助成金を交付するもので、都市景観の向上を図る根幹的な緑化事業の一つとして、先導的な役割を果たしてきました。

セットバック緑化のような道路沿いの緑化（接道緑化）は今後も本市にとって重要な緑化施策ですが、これらの対象となる企業等にも緑化や環境に対する関心が高まってきたことや、後述の「県民まちなみ緑化事業」という類似の活用可能な制度もできているので、平成20年度以降は直接的な助成制度を廃止することにしました。

一方、今後は工場緑化や開発事業の指導において接道緑化を推奨していくとともに、顕彰などによる普及啓発に努めていきます。

3 県民まちなみ緑化事業（兵庫県主催の緑化事業）

平成18年度に導入された「県民緑税」を財源として、都市の防災性の向上や環境の改善などを目的に、市町が作成する緑化計画に適合した緑化活動を実施する住民団体等に、苗木等の提供や助成金による支援が行われました。平成22年度は6件が交付決定を受け、これにより、1,256.2m²の緑地が造成され、6,499本の樹木が植栽されました。

補助対象者

団体

- ・自治会、婦人会、老人会、緑化を目的として活動するNPO法人など

次の所有または管理する法人・個人

- ・避難地、避難経路に面した土地
- ・延焼遮断帯内の土地
- ・緑化に関する規定を定めた地区計画等の区域内土地
- ・まとまった面積（100m²以上）の緑化の可能な土地、建物

補助対象となる経費

○苗木等購入費の補助

樹木（苗木、支柱、肥料等）、芝生（芝生、目土、肥料等）

○緑地整備費の補助

緑地帯（苗木、肥料、土壌改良、地盤整備他）、生垣、校園庭の芝生化、駐車場の芝生化、建築物の屋上緑化、建築物の壁面緑化

実績内訳

(件)

事業項目	平成18年度	19	20	21	22
苗木購入費補助					
苗木		3	2		
芝生					
緑地整備費補助					
緑地	4	5	4	4	3
生垣					
校園庭芝生化		1	4		
駐車場芝生化	4	8	2	1	2
屋上緑化			2	1	1
壁面緑化					
合計	8	17	14	6	6

